第一・九条　他の協定との関係

1　欧州連合又は欧州連合構成国と日本国との間の現行の協定は、この協定によって代替されず、又は終了されない。

2　この協定のいかなる規定も、締約国に対し、世界貿易機関設立協定に基づく義務に反する態様で行動することを要求するものではない。

3　この協定と両締約国が締結している協定（世界貿易機関設立協定を除く。）とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るため、直ちに相互に協議する。

4　この協定において、国際協定（注）の全部又は一部が引用されており、又は組み込まれている場合には、当該国際協定には、当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定であって、この協定の署名の日以後に両締約国について効力を生ずるものが含まれるものと了解する。当該国際協定の改正又は当該国際協定を承継する協定の結果、この協定の実施又は適用について問題が生ずる場合において、いずれかの締約国の要請があったときは、両締約国は、当該問題について相互に満足すべき解決を得るため、必要に応じて相互に協議することができる。

注　この協定において引用されており、又は組み込まれている国際協定は、この協定の署名の日前に両締約国について効力を生じている直近の改正を含むものと了解する。

第二章　物品の貿易

第A節　一般規定

第二・一条　目的

この章の規定は、この協定に従って、両締約国間の物品の貿易を円滑化し、及び物品の貿易を漸進的に自由化することを目的とする。

第二・二条　適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「輸出許可手続」とは、輸出許可制度を運用するために締約国が用いる行政上の手続（許可というかどうかを問わない。）であって、当該締約国からの輸出に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（税関手続のためのものを除く。）の提出を要求するものをいう。

(b)　「非自動輸出入許可手続」とは、許可手続の対象とされる産品に係る輸出入業務を行うための許可手続であって、許可の申請に対する承認が締約国が定める要件を満たす者の全てに対して与えられるものではないものをいう。

(c)　「原産」とは、次章の規定に従って締約国の原産品とされることをいう。

第二・四条　関税

各締約国は、第二・八条1の規定に従って、関税を引き下げ、又は撤廃する。この章の規定の適用上、「関税」とは、産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課される税その他あらゆる種類の課徴金（産品の輸入に際して又は産品の輸入に関連して課されるあらゆる形態の付加税及び加重税を含む。）をいう。ただし、次のものを含まない。

(a)　千九百九十四年のガット第三条の規定に従って課される内国税に相当する課徴金

(b)　千九百九十四年のガット第六条及び第十九条の規定、ダンピング防止協定、補助金及び相殺措置に関する協定、セーフガード協定並びに紛争解決了解第二十二条の規定に従って課される税

(c)　第二・十六条の規定に従って課される手数料その他の課徴金

第二・五条　農業セーフガード

1　一方の締約国の原産品とされる農産品（以下「原産農産品」という。）は、農業協定の下でとられる特別セーフガード措置に基づき他方の締約国により課される税の対象とならない。

2　この協定の下での原産農産品に対しては、附属書二―A第三編第C節の規定に従って農産品セーフガード措置をとることができる。

第B節　内国民待遇及び物品の市場アクセス

第二・六条　物品の分類

1　両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の原産品の関税分類に関する自国の法令の適用に当たり、一貫性を確保する。

第二・七条　内国民待遇

一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・八条　輸入関税の引下げ及び撤廃

1　一方の締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二―Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2　一方の締約国は、実行最恵国税率を引き下げる場合において、引下げ後の実行最恵国税率が附属書二―Aの規定に従って計算される他方の締約国の原産品に関する関税率を下回るときに限り、当該実行最恵国税率を当該原産品について適用する。

3　附属書二―A第二編第B節の欧州連合の表及び同附属書第三編第D節の日本国の表の「注釈」欄に「Ω」を掲げる品目に分類される締約国の原産品の取扱いは、この協定の効力発生の日の属する年の後五年目の年又は両締約国が別段の合意をする場合にはその年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。当該見直しは、例えば、より迅速な関税の引下げ又は撤廃、入札手続の簡素化、割当数量の増加、調整金に関する問題への対処等の措置を通じて、市場アクセスの条件を改善する観点から行われる。

4　一方の締約国が、3の規定の適用の対象となる産品に関する国際協定に基づき、第三国に対し、この協定に基づいて行われる関税の引下げよりも大幅若しくは迅速な関税の引下げを行う場合又はこの協定に基づいて与えられる割当てよりも大きな割当て若しくはこの協定に基づいて与えられる他の待遇よりも有利な待遇を与える場合において、当該引下げ、当該割当て又は当該待遇が欧州連合又は日本国の当該産品の市場における均衡に影響を及ぼすときは、両締約国は、他方の締約国が少なくとも当該第三国と同等の特恵を得ることを確保することを目的として、欧州連合又は日本国と当該第三国との間の当該国際協定の効力発生の日から三箇月以内に見直しを開始し、同日から六箇月以内に結論を得ることを目指して当該見直しを行う。

第二・九条　修理及び変更の後に再輸入される産品

1　一方の締約国は、自国の関税領域から他方の締約国の関税領域に修理又は変更のために一時輸出された後に自国の関税領域に再輸入される産品について、その原産地のいかんにかかわらず、関税を課してはならない（当該修理又は変更を自国の関税領域において行うことが可能であったかどうかを問わない。）。ただし、当該産品が、一方の締約国の法令（注）に規定する期間内に一方の締約国の関税領域に再輸入されることを条件とする。

注　この1の規定の適用上、欧州連合においては、欧州連合の関税法典を定める二千十三年十月九日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第九五二・二〇一三号に規定する国外加工のための手続が用いられる。

2　1の規定は、締約国の関税領域において輸入税を納付することなく税関管理の下にあった産品であって、修理又は変更のために輸出され、かつ、輸入税を納付することなく税関管理の下にある関税領域に再輸入される産品でないものについては、適用しない。